3　国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ２において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ３以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。	
第７～第９　（略）	第７～第９　（略）
（別紙４－４　まさば及びごまさば対馬暖流系群）	（別紙４－４　まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）
第１　対象となる特定水産資源 まさば及びごまさば対馬暖流系群（ごまさば対馬暖流系群に限る。）	第１　対象となる特定水産資源 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（ごまさば東シナ海系群に限る。）
第２～第５　（略）	第２～第５　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和七年七月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　農林水産大臣は、別紙２―15及び別紙２―16、別紙２―42、別紙２―43、別紙２―44、別紙２―45の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

○農林水産省告示第八百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和七管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年五月二十七日　　農林水産大臣　小泉進次郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　まさば及びごまさば太平洋系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

139,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	8,600
青森県	現行水準
岩手県	5,800
宮城県	現行水準
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
東京都	現行水準
神奈川県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	8,000
大阪府	現行水準
和歌山県	現行水準
岡山県	現行水準
広島県	現行水準
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	4,200